

答 申 第 2 3 4 号

平成 1 8 年 7 月 4 日

千葉県公安委員会

委員長 安藤 轟勇 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 1 8 年 1 月 2 7 日付け公委(交指)発第 6 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成 1 7 年 1 2 月 2 1 日付けで審査請求人から提起された平成 1 7 年 1 2 月 1 4 日付け交指発第 6 7 0 号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が平成17年12月14日付け交指第670号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めて、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、実施機関を管理する千葉県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対し審査請求をしたものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 行政文書不開示決定通知書の「開示しない理由」欄には、「開示請求に係る行政文書を保有していないため」と記載されている。

開示しない理由が、事件及び事故を受理していないため、文書は存在しないのか、それとも文書は存在するが、捜査上等の理由で開示しないのか判断しない。

もし、事件及び事故を受理していないため、文書が存在しないのであれば、私自身が事件を目撃しており、おかしな話になってくる。

開示しない理由があやふやであり、普通に考えれば文書は存在する。

- (2) 事件を目撃した状況などは、おおむね以下のとおりである。

ア 平成15年5月下旬に八千代市〇〇〇〇周辺にて、ある奇妙な事件に遭遇し、地元の人々の混乱した様子を目撃した。

事の始まりは、平成15年5月24日（土）に地元の暴走族が、土曜の夜から日曜の朝にかけて、騒音をまき散らし寝られないくらい派手なものであった。

暴走族の示威行動は日曜日の夜にもなっても収まらないことから、私は車で暴走族を探しに行ったところ、周辺は暴走族に対する抗議の車が多く大渋滞であった。

暴走族は、〇〇〇〇駅前の特攻服を着せた中高生を並べて、喝を入れていたが、あまりの車の多さに帰って行った。

翌日の夜に、〇〇〇〇駅前へ行くと、住民が暴走族に暴走させないように車をゆっくり走らせていた。

このような住民と暴走族の小競り合いが4、5日続いた後、暴走族は、改造した車で現れ反撃するかのよう暴走し、また、歩道で弾き語りをし

ている者等にからみ始めた。

改造車は青のランプで統一されるなど、街は異様な雰囲気に入れられ、地元の人々は混乱状態になった。

イ 私は、このことを警察に電話したところ、前記アの説明にあるような事件が千葉県中で起きており、警察は事件の対応が追いつかないとのことであった。

その後、私自身、隣町に行った時に〇〇〇〇と同じような事件に遭遇し、初めて〇〇〇〇だけではないことがわかった。

ウ この事件を詳しく調査して頂くことをお願いするとともに、一度お会いして、事件の背後にある巨敵についてお話できればと思っている。

第3 諮問実施機関の説明要旨

理由説明書において説明している理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求について

審査請求人は、「平成15年5月26日から平成15年6月2日までの間に千葉県全域で発生した暴走族の関与した事件及び事故内容がわかる文書（ただし訴訟に関する書類を除く）」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定について

- (1) 審査請求人は、平成17年11月30日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第7条第1項の規定により本件請求を行い、平成17年11月30日付けで実施機関において行政文書開示請求書を受理した。
- (2) 実施機関において確認したところ、本件請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）を保有していないことから、平成17年12月14日付け交指発第670号で、行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）をした。

3 本件対象文書について

警察は、通常、事故及び事件（以下「事故等」という。）が発生した場合、警察官が事故等を現認した場合を除き、110番通報等により、事故等を認知してから、警察官が現場に急行し、事故等の捜査を実施している。

この場合、各種事故等の110番通報等の内容を記録した文書、交通事故の内容を記録した文書及び各種事件内容を記録した文書が作成される。

4 本件対象文書の内容及び不開示理由について

(1) 警察への通報等の内容を記録した文書

警察への通報としては、直接、警察本部通信指令室へつながる110番通報と、警察署等への加入電話による通報があり、前者により「110番受処理結果票」、後者により「加入・消防・来署受処理結果票」がそれぞれ作成される。これら警察への通報内容を記録した文書は、「110番受処理（結果表）関係」に編てつされ、保存期間は、千葉県警察文書に関する訓

令（平成13年千葉県警察本部訓令第16号。以下「文書訓令」という。）第26条第1項の本部長が別に定める行政文書分類表に従い、1年保存に規定している。

したがって、審査請求人が110番通報、又は警察署に通報したとしても、平成15年中に作成した「110番受理処理結果票」及び「加入・消防・来署受理処理結果票」については、既に保存期間が満了していることから、文書訓令第52条第1項の規定により、既に廃棄済みであり存在しない。

(2) 事故に関する文書

事故に関する文書は、文書訓令第26条第1項の本部長が別に定める行政文書分類表に従い、保存期間を1年、3年及び10年に規定している。

ア 平成15年中に作成した保存期間が1年の「交通事故概況票」については、保存期間が満了していることから、文書訓令第52条第1項の規定により、既に廃棄済みである。

イ 平成15年中に作成した保存期間が3年の「物件事故報告書編てつ簿」と保存期間が10年の「交通事故事件等下命処理確認簿」、「犯罪事件受理簿」及び「犯罪事件指揮簿」については、文書の保存期間内である。

本件請求を受けて、交通部交通指導課において、県下各警察署の保管する文書について確認した結果、本件対象文書は保有していなかった。

(3) 事件に係る文書

事件に関する文書は、文書訓令第26条第1項の本部長が別に定める行政文書分類表に従い、保存期間を10年及び時効までに規定している。

ア 暴走族の関連する集団暴走事件については、道路交通法第68条(昭和35年法律第105号)に規定する「共同危険行為等の禁止違反事件」として警察署で立件する場合、保存期間10年の「交通関係法令違反事件簿」に集団暴走事件の捜査経過が記載されることから、本件請求を受けて、交通部交通指導課において、県下各警察署の保管する文書について確認した結果、本件対象文書は保有していなかった。

イ 暴走族が関連する刑事事件については、警察署で事件として受理した場合、保存期間が時効までの「事件処理票」に事件の概要が記載されることから、本件開示請求を受けて、交通部交通指導課において、県下各警察署の保管する上記文書について確認した結果、本件対象文書は保有していなかった。

以上の理由から、本件対象文書は保有しておらず不存在である。

5 審査請求に対する意見について

本件審査請求の諮問理由は、本件対象文書の保有の有無について、審査するものである。

審査請求人は、事故等を目撃している以上本件対象文書が存在するものであることを前提に主張しているが、上記のとおり本件対象文書を保有していないことは明白であり、審査請求人の主張は失当である。

6 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当なものであると考える。

第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定は、諮問実施機関の説明要旨第3、1及び2のとおりである。

2 本件対象文書の不存在について

諮問実施機関は、本件請求を受けて、事故等に関する行政文書を保管する県下警察署において探索したが、本件対象文書は存在しなかったため、本件決定を行ったと説明する。

そこで、以下、本件請求の「暴走族の関与した事件及び事故」について概観した後に、本件対象文書の保有の有無を検討する。

(1) 暴走族に関する事故等について

諮問実施機関の説明等によると、おおむね次のとおりである。

ア 暴走族について

暴走族は、自動車又は原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転し、集団で最高速度違反、信号無視又は整備不良車両運転等の暴走行為を行うほか、暴力行為、公務執行妨害等の不法事犯を行う集団である。

イ 暴走族に関する事故について

暴走族に関する事故は、一般に自動車等による人の死傷(以下「人身事故」という。)及び自動車等による物の損壊(以下「物件事故」という。「人身事故」「物件事故」併せて「交通事故」という。)に区分される。

警察は、交通事故の発生を認知したときは、交通事故事件捜査処理要綱に基づき、交通事故の捜査及び処理を行う。

この要綱によると、人身事故を受理したときは、事故、捜査及び処理状況を「交通事故概況票」、「交通事故事件等下命処理確認簿」、「犯罪事件受理簿」及び「犯罪事件指揮簿」に記録する。

また、物件事故を受理したときは、事故状況等を「物件事故報告書」に記録した上で「物件事故報告書編てつ簿」に編冊する。

ウ 暴走族に関する事件について

暴走族に関する事件は、一般に道路交通法第68条に規定する共同危険行為等の禁止による事件と暴力行為による刑事事件に区分される。

警察は、事件の捜査方法及び手続については、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)を根拠として、犯罪捜査規範及び犯罪捜査に関する規程に基づき行う。

この規範等によると、共同危険行為等の禁止による事件の処理に当たっては、事件の概要等を「交通関係法令違反事件簿」に記録する。

また、刑事事件の犯罪を受理したときは、事件の概要等を「事件処理票」

及び「犯罪事件受理簿」に、事件を送致し、又は送付したときは、「犯罪事件指揮簿」及び「犯罪事件処理簿」にそれぞれ記録して処理する。

エ なお、事故等の認知は、警察官が事故等を現認したときを除き、110番通報及び警察署などへの通報によるものである。

これら通報は、通信指令業務の運営に関する要綱に基づき、その処理状況等を「110番受理処理結果票」及び「加入・消防・来署受理処理結果票」に記録する。

(2) 本件対象文書の不存在について

諮問実施機関は、事故等を受理したときに記録された行政文書から本件対象文書を探索したと説明する。

暴走族に関する事故等については、前記(1)のとおりであり、実施機関の探索方法は、その範囲及び対象から合理的なものと認められる。

よって、これらの行政文書の存否について、以下検討する。

ア 「110番受理処理結果票」「加入・消防・来署受理処理結果票」及び「交通事故概況票」

諮問実施機関は、平成15年中に作成した「110番受理処理結果票」「加入・消防・来署受理処理結果票」及び「交通事故概況票」は、廃棄したと説明する。

そこで、当審査会は、これらの文書を廃棄した旨の記録をしている県下各警察署の行政文書管理一覧表を確認したところ、保存満了日はいずれも平成16年12月31日であり、本件決定時点では既に廃棄済みであることが認められる。

よって、これらの文書は存在しないものと認められる。

イ 「物件事故報告書編てつ簿」、「交通事故事件等下命処理確認簿」、「犯罪事件受理簿」、「犯罪事件指揮簿」、「交通関係法令違反事件簿」及び「事件処理票」

諮問実施機関は、平成15年5月26日から平成15年6月2日までの間に発生した事故等について、これらの文書の記録内容をこと細かく見分したが、いずれも暴走族に関する事故等の文書であるとは確認できないことから、本件対象文書は存在しないと説明する。

当審査会は、この点に関し、審査請求人が事件等を目撃しているなどの主張をしている点も含め、本件対象文書を保有しているかどうか再度諮問実施機関に確認したが、その存在を認めることはできなかった。

よって、審査請求人が事件等を目撃しているなどの主張をしていたとしても、それまでの諮問実施機関の説明を覆し、本件対象文書が現に保有されていると認定するに足る資料を得ることは困難であり、本件対象文書は存在しないものと判断する。

以上のことから、本件対象文書は保有していないものと認められる。

3 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、開示しない理由が、事故等を受理していないため、文書は存

在しないのか、それとも文書は存在するが、捜査上等の理由で開示しないのか判明しないと主張する。

この点についても諮問実施機関に確認したところ、諮問実施機関は、平成15年中に作成した「110番受理処理結果票」等の文書は廃棄済みであり、本件対象文書であるかどうかも確認できなかったことから、決定通知書の「開示しない理由」欄に「開示請求に係る行政文書を保有していないため」と記載したと説明する。

これらの経緯を踏まえれば、この理由の記載が違法なものであるとは認められず、その主張は採用できない。

その他にも、審査請求人は主張しているが、いずれも上記の審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、本件対象文書は存在しないものと認められるので、実施機関が不存在を理由として行った不開示決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
18. 1. 27	諮問書の受理
18. 2. 22	諮問実施機関の理由説明書の受理
18. 4. 25	審議
18. 5. 23	審議 諮問実施機関から不開示理由の聴取
18. 6. 20	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩間昭道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務 代理者
大田洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐野善房	弁護士	
福武公子	弁護士	

(五十音順：平成18年6月20日現在)